

鎌倉市教育委員会 令和5年3月定例会会議録

○日時 令和5年(2023年)3月15日(水)
9時30分開会 11時29分閉会

○場所 鎌倉市商工会議所 301会議室

○出席委員 岩岡教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 6人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

イ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

ウ 不登校支援対策の取組状況について

エ 字幕表示システムの実証実験結果について

オ 行事予定

(令和5年(2023年)3月15日～令和5年(2023年)4月30日)

日程2 議案第24号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

日程3 議案第25号

令和5年度(2023年度)鎌倉市学校教育指導の重点について

日程4 議案第26号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

日程5 協議事項

第4次鎌倉市図書館サービス計画について

日程6 協議事項

第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画について

岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は朝比奈委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の1報告事項ア「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は、人事案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め、日程1報告事項のアについては非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

岩岡教育長

3月に入り、これまで1年間取り組んできた学習内容の成果を発表するタイミングがあった。今後の教育委員会の施策展開と関連するものもあるので、いくつか報告をする。

先日岐阜市の草潤中学校へ視察に行った。草潤中学校は岐阜市が開校した不登校特例校である。草潤中学校は開校して1年半経つが、非常に視察者も多く、年間150件の視察が来る学校であり、廃校の校舎を活用して不登校特例校を作ったケースである。一つの学校を40人定員の生徒の為にすべて使い、教職員を27名配置することでマンツーマンに近いような人員体制を取っているため、莫大な予算が掛かる訳だが、不登校特例校の中で非常に有名な学校であるため、視察をしてきた。

視察をして一番重要だと感じたのは、学校に通いづらい子どもというのは、学校特有の文化に対して非常に適応的でないケースや強い嫌悪を感じているケースがあるので、学校らしくない学校を作ることが徹底的に追求したコンセプトであった。教室の名前も何とか室のような名称は使わないというのは当然として、他にも、学級担任を生徒自身が選ぶような仕組みがあった。これは、先生に対し、担任なって欲しいと思ったら、学年途中でも担任を自己選択で変更できるというものになっている。授業も各学年の単元に応じて行うが、どうしても教室に入れないうちは校内の個別スペースからオンラインで入ることができたり、自宅から入ることができたり、その進度に達していない子どもは自主学习ができたりといった自己選択ができる。この学校らしくなさを追求するコンセプトによって不登校の子どもたちが学校に行きやすい環境ができており、非常に学びになる点が多かった。鎌倉市で検討しているのは土地の問題もあり、分教室型であることや、27名の教職員を揃えることはなかなか困難であるため、まったく同じことはできないが、十分に勉強しながらこうした学校を作っていきたいと感じた。また視察の内容等については取りまとめる予定なので、希望があれば共有する。

次に探求学習の発表について紹介したいと思う。この1年間取り組んできたことの成果について現在各

学校で発表を行っており、特に探求的な学びの成果についての発表をいくつか見たため、それについて報告をしたい。

現在、画像、文章、動画、デザインなど色々な物をクリエイティブに作り出す、いわゆる生成系のAIが活用できるようになってきている。例えばChatGPTというAIに鎌倉時代の北条泰時と義時の政治スタイルの違いについて述べよとお題を出せば、過去に誰かがまとめた情報から簡単に概要をまとめることができてしまい、学校がこれまでやっている、題を与えてそれについて情報をまとめて整理するというものが、探究的な学びというよりも、むしろ定型的な学びになってしまっているのではないかとといった強い問題意識もある。その中で、学校現場では、子どもたちが自分で探求課題を見つける、それに対してどのように学ぶかを調整しながら結論を出していく、答えのない学びにどのように向かっていくのかということを中心とした学校活動をするところもある。例えば、玉縄中学校で「玉縄国会」というものが開かれた。どのようなものか説明をすると、1年間かけて社会のルール、学校のルール、学校外のルールでもよいが、社会のルールについて自分で課題意識を持つものを選び、それについて、外に出たり、インターネットや書籍など色々なものを使ったりしながら探求をしていき、自分だったらこういうものを作りたいと新たなルールを考え、それについてプレゼンテーションをして、皆に聞いてもらい、投票を行う仕組みである。ルールを実現したいかしたくないのかという形で、保護者も子どもも話を聞いて投票していくという教育活動であり、新しいルールの内容は非常に多様であった。高校教育を義務教育化するべきだという議論をする子もいれば、同性婚を認めるべきだという議論をする子、学校の登校時間を遅らせるべきだ、定期テストを無くしてほしいなど、色々なルールメイキングをしており、子どもたちが自由に探求をしている姿は、非常に生き生きとしてみえた。

また、第一中学校では、防災と広告を組み合わせた教育活動を行っている。内容としては、防災をテーマにして広告を作成し、それを地域に掲示し、地域の方々からのフィードバックを踏まえて、また新たな広告を作るというものである。公共広告媒体を通じ、社会に対してどのように影響を与えられるかを探求するような学習活動であった。これも非常に子どもたちの得るものが大きかったと思う。

小坂小学校では、小学校という特性を活かして、学校の中にある課題探求の活動をしていた。例えば、ゴミが落ちているとか、水道の周りが汚れているとか、そのような小さな社会の課題を、小学校一年生にどのように伝えるかというテーマで活動を行っていた。六年生の中では、文章で伝えても一年生には分からないだろうと結論に至り、例えば、障害物競走という形でゴミを集めていき、それを最後に分類するといった遊びの要素のある活動の中でごみの分類を教えたり、プラスチックの小さな袋に水を入れて、手洗所の周りに散らばせたものを集める活動を通じて、この場所を綺麗にしないといけないことに気づいてもらったりといったような非常に小学生らしい社会課題探求活動を行っていた。このように、自分たちで課題を見つけて、それに対し探求することはAIにはできないため、改めてそうした活動を進めていかなければならないと感じ、来年度予算案には学校における探求をサポートする予算を計上している。これから議会に諮ることとなるが、議決した際にはしっかり探求支援できるようにしていきたいと思う。

最後に、西鎌倉小学校では、慶応義塾大学のCOI-Nextという、ゴミをゴミにしない、地球や社会に返していく研究拠点と連携をし、地球に帰るストロープロジェクトという実験を行っている。プラスチックのストローに生分解性を持たせるような添加物を入れて、それを子どもたちが実際に使い、土に埋めて分解させ、どういう分解プロセスであったかを慶応義塾大学が持ち帰って研究するというデザインで行っている。子どもたちが一生懸命取り組んでいたこともあり、結果的に新しい微生物が見つかったこと

に加えて、その微生物の名前を子どもたちに選ばせてくれるという慶応義塾大学の非常に粋な演出もあり、子どもたちの学びも多かった。

環境教育というものは、学校で実際に使っているものを通じて考えていくことが非常に重要だという観点もあるので、来年度鎌倉市においては、学校給食で使うストローについてバイオマスのストローを取り入れていく予定である。ただ、バイオマスも燃やしてしまうと結局CO2が出るので、そのCO2自体を回収し、きちんとプラスチックのストローを作ることから、学校給食で出る廃油を活用して、それを微生物によってポリマーに変えてもらい、それをまたストローで使うといった循環を作りだしていく取組を検討していきたいと思っている。

子どもたちが持っている願いや社会の今後の姿というものを、しっかりと教育活動に落とししていくための支援を教育委員会が行っているということは、本当にやりがいのある仕事だと改めて感じたので事例を報告した次第である。

林委員

2月10日に令和4年度(2022年度)市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会が東京で開かれ、朝比奈委員と私で参加してきたので報告する。三つのテーマがあり、一つはいじめ対策・不登校支援について、一つは地域と学校の連携・協働について、もう一つが部活動のあり方についてということで、私たちはいじめ対策・不登校支援についてのテーマに参加したので報告する。グループが12に分けられ、私たちはそれぞれ別のグループだったのだが、隣同士のグループであった。

北海道から沖縄まで、色々な地域の多くの教育長、教育委員の皆様が集まって討議ができた。鎌倉市は事務局で資料を丁寧に準備していたため、それをもとに各地区の報告をしたところ、資料準備がない地域もあり、非常に素晴らしいと評価をいただいた。まずこの資料準備に感謝する。協議というよりも報告が主で、文部科学省からの話や、不登校について全体講話もあり、グループ討議の時間も短かったので、地域、市町村の情報共有というところで終了した。いじめへの対応はどこも行っているものではあるので、どちらかという、いじめを起因とする不登校やそれ以外の不登校に関する部分の話題が非常に多かった。他の地域の話で印象に残ったのは、長期欠席カルテを作り、その子のカルテを校長が保管し、それを各学年に受け継いでいくという学校の話であった。それから、多くの学校が校内不適應教室に類するものを作り、前向きに取り組んではいるが、なかなか難しさを感じているという部分が非常に印象的であった。私の方からは、鎌倉市の取組として、児童支援専任教諭を各学校につけて、非常に活躍してもらっていることや、不登校特例校の準備等々の話をしてきた。

今回参加をしてみて、不登校に対する鎌倉の取組が進んでいるのは、先生方、教育委員会、我々教育委員のどうにかしたいという気持ちが形に表れているものだとということを実感した。引き続き、一緒にこの課題について考えていきたいと思っている。

下平委員

教育長報告に対して一つ質問がある。不登校特例校を視察に行ったとのことで、これから鎌倉市でも取組むにあたり、その不登校特例校で学んだ子どもたちがその後、どういう進路に進んでいるのか、結果として未来につながる3年間だったのかといったことがとても大事だと思うので、それに対して草潤中学校ではどんな実績があるのか伺いたい。

岩岡教育長

草潤中学校では卒業生を1回出した訳であるが、全ての子どもが何らかの形で進学をしている。そのうち2割くらいが全日制の高校に通っており、残りの子どもたちは通信制に通っている状況であった。学校特有の全日制の環境では難しくても、色々なことにチャレンジができるような通信制高校も今は増えてきている所もあるので、それぞれが非常に前向きな進路選択として、通信制に通っているという報告があった。鎌倉の不登校特例校についても、進路指導を丁寧にやっていくことになるが、多様な進路の形があるので、しっかりサポートできるようにしていきたいと思っている。

多様な学びを認めていく時に、例えば、成績評価を何でも5にしてしまうと、全日制の高校に内申を出した時に、何をもって評価を5としているのか評定の信用性を担保できないので、しっかり評価を出せるのは定期テストを受けた子どもという整理になっている。そうした評価が揃っている子どもは、全日制にまたトライをし、そうした評価が揃わない子どもについては、内申上、適切な点数が揃わないということもあり、通信制高校等に通っているという実態も拝見して感じたところである。

(2) 部長報告

教育文化財部長

現在開会中の市議会2月定例会の概要について報告する。会期は2月8日から3月17日までである。

一般質問については、5人中3人から教育文化財部関連の質問があり、長嶋議員からはマスクについて、くりはら議員からは耐震化の問題と旧本庁舎の耐震補強についての文化財の取扱い、竹田議員からは不登校に関連した特例校だけではなく、各学校でのフリースペースの必要性について、また、職場環境改善プランの振り返りの内容について質問があった。

2月9日に令和4年度(2022年度)の補正予算について本会議が開かれ、提出した補正予算案については賛成多数で議決を得たところである。続いて、2月15日から17日に各派代表質問が行われ、令和5年度(2023年度)の予算に関連する質問を各会派から受けたところである。質問の内容については、資料のとおりである。

続いて、2月20日に教育福祉常任委員会が開催され、議案1件、報告事項3件、新年度予算1件、陳情1件の審議等が行われた。業務委託契約の変更については、特別教室のエアコン設置工事費の減額についての提案をし、総員の賛成を得た。続いて、鎌倉市の指定文化財の指定について、第4次鎌倉市図書館サービス計画、第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画についてそれぞれ了承を得た。続いて、令和5年度(2023年度)一般会計予算については、予算等審査特別委員会の事前予備審査ということで審査され、特別委員会への意見送付はなかった。

続いて、鎌倉市制100周年記念事業として、新鎌倉市史の編纂を求める陳情があった。市史編纂については、市長から教育委員会、中央図書館が補助執行を受けており、事務を図書館で行うこととなっている。市史編纂が行われていない状況もあり、鎌倉市制100周年の記念事業として市史編纂をしてもらいたいという陳情については総員採択になっている。

続いて、総務常任委員会であるが、世界遺産に関連した予算の審議があり、特別委員会への送付意見は

なかった。業務委託契約の変更については総員の賛成を得た。

予算審査については、3月13日に予算等審査特別委員会が開会され、この時点では賛成多数となっており、最終的には3月17日の本会議を経て、可決されれば令和5年（2023年）4月1日から様々な事業に取り組んでいく。

(3) 課長等報告

イ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

岩岡教育長

報告事項のイ「鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について」報告を願いたい。

学務課担当課長

報告事項イ「鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について」報告をする。令和4年（2022年）4月から市立小学校の給食費は、市が徴収管理を行う公会計に移行したが、運用上の基本的なルールに関しては、鎌倉市学校給食費に関する条例の制定を市長へ申し出るとともに、条例の施行にあたって必要となる事項は、規則で定めることとし、規則の原案については令和3年度（2021年度）教育委員会12月定例会で報告を行った。1年間公会計事務を運用してきた中で、規則に追加が必要な事項や、文言の修正が必要な事項が生じたことから、今回規則の一部改正を予定している。改正の内容は新旧対照表のとおりである。これは現時点の案文であり、今後内容を精査していく中で変更や追加、削除等が行われる可能性はあるが、現時点での主な改正内容について説明する。

まず、2ページの第8条第1項第3号を確認いただきたい。ここでは、給食費を減額できる事由の一つとして、「連続7日以上欠席のため学校給食を休止したとき。」と規定しているが、出席している児童が給食を休止する場合にも適用できるよう、改正案のとおり修正する。

次に、第10条に第3項を新たに追加し、学校給食を休止している児童が、届け出た休止期間を延長する場合に、休止期間変更届出書を提出することとした。また、このことに合わせて、第5号様式の名称を変更する。

次に、第12条では、期間を定めずに学校給食を停止する場合の届出について規定しているが、保護者がやむを得ない理由により届出書を提出することができない場合に、校長が保護者に代わって緊急連絡票を提出することで、当該児童への学校給食を停止することができるよう規定を追加する。

次に、不登校等の理由で給食を元々申し込んでいない児童又は給食を停止している児童が、学校に登校し、臨時的に喫食する際の学校給食費の取扱いを新たに規定するため、第19条第1項にその旨を追加するとともに、第2項及び第3項にその金額と手続を追加した。最後に本規則の改正の施行期日については、附則で令和5年（2023年）4月1日と規定する。

（質問・意見）

岩岡教育長

議会でも話題になったが、学校に通いづらい子どもからすると、行けた日は学校給食を食べたいというニーズがある訳であるが、いつ行けるかなどはその日の体調を見ながらでないといけない。

学校給食を停止すると、当然、食材の調達も無くなるため費用の徴収も無くなる訳であるが、明日行けるといった時に、食べたい、食べさせてあげたいという思いがどうしてもある。

現在も運用上、学校に来てくれたら当然食べられるよう対応している訳だが、きちんと料金の徴収ができる形式をとることで、学校に通いづらかったり、なかなか来られなかったりする子どもも気兼ねなく食べられるようになるのではないかとといった視点での改正案である。

最近不登校の子どもも増えているので、ニーズの高い改正案かと思っている。とはいえ食材調達の課題もあるので、そこは計画的に話し合いながら行いたいと思っている。

下平委員

そういう細かな配慮は本当にありがたいと思う。逆に通常の給食を申込んでいる児童は自動的に月いくらという形で引かれていると思うが、その子が体調不良で急遽休んだりした場合は、休んだ期間の分は減額になるか。

学務課担当課長

小学校給食は年183回実施しており、その183回を11か月間でならした形で給食費を月額で徴収している。中学校と異なり1回1食いくらという考えではないため、そういったケースの場合に返金する運用はしていない。というのも、基本的に食材はあらかじめ児童人数分調達し費用が発生しているため、急遽風邪で休んだからといって返金することはない。

下平委員

不登校ぎみの児童が通えた日は通えた日の分を徴収するということか。それに関しては1食分に換算しているということか。

岩岡教育長

給食の停止をしていることが前提となるが、給食停止を行った場合、基本的には当然給食費を徴収しない中で、今日は行けたというタイミングで喫食した場合に1食分の料金を貰い受けることができるというものである。風邪で休んだといった時には、既に食材調達に費用を要しているため返金を行わないが、入院などで一定期間確実に学校に行けないことが分かっている場合に給食の停止をすれば、その分の料金を貰い受けないという扱いになる。

下平委員

少し気になることはあるが、本当に色々な配慮に感謝する。

岩岡教育長

運用上不都合な点が出てくるようであれば、施行規則であるため、順次改正をしていく。

(報告事項イは了承された)

ウ 不登校支援対策の取組状況について

岩岡教育長

報告事項のウ「不登校対策支援の取組状況について」報告を願いたい。

教育センター所長

報告事項ウ「不登校支援対策の取組状況について」報告する。令和4年(2022年)教育委員会11月定例会において、分教室型の不登校特例校を中学校に設置することについて諮問したところである。その後の不登校特例校の設置に向けた進捗状況と、併せてこれからの不登校支援対策に係る取組の充実に係る考え方について報告する。

議案集6ページを参照願いたい。資料の左側は、現在の鎌倉市立小中学校における不登校支援に係る主な内容を示したが、これに加え、右側の不登校支援対策の充実にに向けた取組として、不登校特例校分教室の設置と、校内フリースペースの環境整備を行っていく予定である。

次に、令和7年(2025年)4月開設に向けた不登校特例校分教室の設置に向けた取組の進捗状況について説明する。まず、施設規模等にも関連する不登校特例校の受入人数だが、これは教育委員会11月定例会において報告した、令和4年(2022年)3月現在で、本市の中学校における90日以上欠席した人数141名のうち、学校を始めとした、いずれの関係機関にも関わりを持っていない生徒数を考慮しつつ、また、かまくらULTLAプログラムへの参加者の状況等を勘案し、中学校各学年10名、計30名を想定することとした。

次に、不登校特例校における教育課程の編成については、指導要領で定められている時間数1,040時間ではなく、先行都市同様、基礎的な時間数を約770時間程度に軽減させるとともに、かまくらULTLAプログラムの内容である、地域の素材を生かした体験的な活動を新教科に組み込んでいく教育課程を編成していきたいと考えており、今後、文部科学省との協議、調整を行いながら具体的な内容を確定させていく。なお、不登校特例校の設置に向けた令和5年度(2023年度)の取組予定であるが、教育委員会1月定例会の議案にて審議してもらったように、令和5年度(2023年度)からは、新たな特命担当職として多様な学びの場づくり担当が設置される予定であり、この特命担当を中心に事務事業を進めていくことになる。令和5年度(2023年度)早々には、不登校児童生徒等に対してアンケートを実施することで、不登校特例校の整備をはじめ、校内フリースペースの環境整備等、今後の不登校支援の参考にしていきたいと考えている。また、不登校特例校への入学要件等を検討していくとともに、国や県などの対外的な調整も行い、施設運営に必要な調達物品の選定等、令和6年度(2024年度)に必要な事務手続きについても調整を開始していく。

次に、校内フリースペースの整備についてである。校内フリースペースは、不登校の固定化・長期化を防ぐことを目的とし、不登校気味、学級に入れないなどの子どもたちが安心できる居場所として、各小中学校の環境整備をしていくこととし、令和5年度(2023年度)には各学校との調整を行い、令和6年度(2024年度)に7校、令和7年度(2025年度)に8校、令和8年度(2026年度)に9校の環境整備を目指

し、計画的に取り組む予定である。環境の整備にあたっては、会議室等を効果的に活用し、ソファ、フロアマット、書籍類、パーテーションなどの備品類を配置するなどして、子どもたちが安心できる環境を整備していく予定である。

学校施設課長

続いて、不登校特例校分教室に係る施設整備について説明する。教育センター所長から報告したように、生徒数全体で30名程度の不登校特例校を設置していくことを前提に、まず建設候補地の選定を行った。候補地の選定にあたっては、不登校生徒が増加している状況等を踏まえ、早期開校が可能であること、また、想定している教室等の学習環境が確保できる土地利用条件等を踏まえつつ、市所有未利用公有地を活用する前提のうえで、由比ガ浜三丁目の旧今井邸跡地、小袋谷一丁目の大船立体代替地、材木座三丁目の材木座保育園跡地の3か所を候補地として、本校となる中学校との距離、通学の利便性、土地利用条件、災害リスク、近隣の教育資源について評価を行った結果、由比ガ浜三丁目の旧今井邸跡地が適地であると判断した。

別紙資料、鎌倉市立御成中学校不登校特例校分教室整備基本計画の1ページを参照願いたい。まず、不登校特例校の建設予定地は、由比ガ浜三丁目250番2に存する市有地で、江ノ島電鉄由比ヶ浜駅から徒歩2分程度の場所に位置している。

2ページに移り、建設予定地は、図2の航空写真のとおり、現況更地となっている。土地の概要は記載のとおりである。敷地面積は1,435.22 m²で、想定している床面積を確保することができると考えている。また、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地のため、令和4年(2022年)12月に試掘を実施した。この調査の結果、古代、中世の遺跡が存在し、最も浅いところでは現在の地面から30cmのところ遺跡が確認されたことから、今後計画する建物の基礎等で影響を受ける範囲について、記録保存のための埋蔵文化財発掘調査を令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)にかけて実施する予定である。災害リスクとしては、神奈川県沿岸地域における津波高さまたは浸水域が最大となる、合計五つの地震による津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるように重ね合わせた津波浸水想定図において、浸水深が0.5mから3.0m未満とされている。参考だが、津波来襲時緊急避難建築物である由比ガ浜こどもセンターが40m徒歩1分程度、ダイヤモンド鎖倉別邸ソサエティが260m徒歩3分程度、鎌倉文学館が450m徒歩6分程度に存するほか、由比ヶ浜大通りに面する寸松堂付近までは220m徒歩3分程度で、その周辺は標高が10.6m程度あり、津波が来襲しない想定となっている。

3ページ、施設の概要等だが、延べ床面積1,240m²程度、鉄骨造の2階建てを想定している。

4ページ、整備予定の施設と規模は記載のとおりで、普通教室三つのほか、実習スペースや活動スペースなどの特別教室、生徒の休憩室などに利用する多目的教室、職員室などの管理諸室等を整備する方向で検討を進めている。

5ページから6ページにかけて、今後実施する建物配置計画や建築設計等に際して配慮する事項等を示している。配置計画では、出入口や駐車場、駐輪場の設置などを、平面計画では、明るく居心地のよい空間とすることなどを、断面計画では、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの配慮などを、内外装計画では、落ち着いて学習や生活ができる内装などを、構造計画では、機能性、安全性、経済性等を考慮し、適切な工法を選定することなどを、設備計画では、冷暖房設備整備などを示し、防犯計画では、機械警備や防犯カメラを活用することなどを、防災計画では、安全性の確保を、環境計画では、自然エネルギーの

活用や省エネルギー対策に配慮するなどを掲げている。事業方式は、現時点では、年度予算の平準化及び整備期間短縮の観点からシステム建築やプレハブによる10年間のリース方式を想定している。

次に、施設整備に関する今後のスケジュールであるが、建物等の配置を検討し、埋蔵文化財の発掘調査の実施後、施設整備に着手する予定である。今回説明した基本計画は、今後、教育長決裁をもって策定とし、この基本計画に基づき施設整備に係る所要の手続き等を進めていく。

最後に、今後不登校生徒等に対するアンケート等を実施し、また、文部科学省等との協議、調整等を踏まえつつ、不登校生徒等の実態に配慮しながら、個々の生徒の学習状況に即した支援や、学校外の学習プログラムなどの指導上の工夫なども想定されるが、基本計画をベースとしながら、必要に応じ柔軟な運用等を行っていきたいと考えている。令和5年度(2023年度)からは、新たに設置される特命担当を中心に進めて行くこととなるが、引き続き、教育委員会が一丸となって本事業を進めていく。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

林委員

音楽ができる教室の位置付けが無いのだが、何か考えがあるのか。私のイメージとして、音楽は不登校の子どもたちが集まってセッションを試みることができたり、普通の楽器以外に色々なもので音楽を作ったりすることができる。クラシックに限らず、現代ではパソコンで音楽を作ったりもできるので、そのような活動ができるのがよいと考えるので、検討してもらいたい。音楽室を作らなくても、活動スペースを防音使用にするなど、音楽に関する機械等を配置すれば活用できるかと思うがいかがか。

教育センター所長

私も岩岡教育長と一緒に草潤中学校を視察してきたが、草潤中学校でも音楽スペースがあった。現在考えている鎌倉市の不登校特例校に関しては、色々な活動の場をこの中にある活動スペースという教室に位置付ける予定である。この中で音楽に関する記載は無かったのだが、技術、美術等色々な活動ができればと考えているので今後検討する。

岩岡教育長

私も草潤中学校に視察に行った上で、教室がこの規模、この数で本当によいのかとまだ色々考えている所ではある。敷地と用途、高さ制限等踏まえた上で1,200㎡であるが、一つの考えとしては、建設面積自体を大きくする考えと、上に伸ばすという考え方があると思いますが、何か用途的な制限と制約条件などがあれば、学校施設課長の考えを伺いたい。

学校施設課長

現在2階建てで考えているが、3階建てにする場合、基礎部分の工夫が必要かと思う。地盤も軟弱な部分があるので、今の基礎の場合、2階建てであれば耐えられると思っている。また、屋上の利用も今回は控えようと考えている。今回整備期間の短縮もあり、システム建築というあらかじめ規格の決定したものを作ることを想定している。今後設計にあたって業者と防音装置の設置についても相談していく。

岩岡教育長

建蔽率60%なので、建築面積は840㎡位まで建てられるということだと捉えている。概算延床面積1,240㎡の2階建てなので、建築面積は600㎡程度であり、全くもうこれ以上拡張する余裕がないようには見えないが、後は予算や発掘調査等が関係してくるのか。

学校施設課長

岩岡教育長の発言のとおり、法律上は建物を建てられる面積はあるが、建物のほかにも駐車場や雨水の貯留槽なども設置しなければならない。雨水の貯留槽は建物の下にも作れるが、埋蔵物等の関係で地下を積極的に掘るといった考えはないので、建物とは別の駐車場下辺りに作ろうとしている。また、西側に細道があるが、鎌倉市の開発等に関する条例等の基準に従い拡張しようと考えており、その関係で少し活用できる土地が少なくなってしまうため、建蔽率いっぱいまで広く作れる状況ではない。

岩岡教育長

そのような制約もあるが、この計画は確定ではない案の段階なので、各委員からも意見等を受け、可能な限り子どもたちの多様な活動を支える建物にしていきたいと考えている。

下平委員

今の話に重なるが、色々な想定のもと、各学年10名で計30名の定員を設定していると思う。増えることがいい悪いという論議は別として、この事業が始まったことで、今まで学校に通えなかった子どもがここに通えるようになり人が増えるのは理想的な展開だと思う。そう考えた時に、たくさんの子どもの通えるように今後定員を増やすなど、柔軟な対応ができるよう少し考えてもらいたい。

岩岡教育長

草潤中学校も40名の定員であるが、岐阜市は鎌倉市より人口が多い市であるので、説明会に200人ほどの子どもが来て、その後に支援の必要性を精査し、40名に絞り込む非常に苦しい対応を取っている。したがって、鎌倉市においても、希望者全員を受け止められず、支援の必要性の高い方から順に入ってもらい可能性はある。加えて、例えば1年生を最初の年度で定員全部を埋めた場合、翌年度以降、2、3年生で途中から不登校になった子どもが入れないといったこともあり得るので、定員に少しゆとりを持たせながら入れていかなければいけない事態もあると思っている。その意味でも、特例校だけで不登校対策を全てやり切る考え方ではいけないと思っている。不登校特例校に入れず、私は支援してもらえなかったという気持ちで辛い思いをする子どもが出てくることもあり得るため、学校に通いづらい子どもが、学校の中で安心して過ごせる場所というものをセットで導入していく必要があると思っている。

不登校特例校自体は全国で増やしていこうという動きがある。これは基礎自治体ではなくて、もっと都道府県の関わりもあるべきではといった議論もあり、今後、文部科学省でも不登校特例校設置促進の施策を立てると思う。神奈川県動きなども見ながらにはなるが、鎌倉の子どもたちは鎌倉の特例校しか通えないのではなく、もう少し様々な選択肢がある状況になるとよいと思うので、そこは状況を注視していきたいと思っている。

例えば、夜間中学校では、相模原市が近隣市の子どもを受け入れていて、神奈川県がその枠組みを作っている事例がある。不登校特例校についても、鎌倉はできるが、山北町ではなかなか難しいとか、人口規模によってできる、できないが違ってくる状況もあり、広域行政でやるべきところも出てくると思うので、その際は連携していきたいと思っている。

下平委員

今の説明で一つ確認だが、草潤中学校の場合、たくさんの応募者がいて、その中から不登校特例校に一番必要性があると選ぶ基準というのは、どのようなものだったのか。

岩岡教育長

基準は提供されなかったが、必ずしも不登校期間ではないように感じた。不登校の期間が200日以上の子どもと90日～200日の子ども、90日未満の子ども、それぞれの割合を見せてもらったが、25%、25%、25%という形であったので、必ずしも不登校期間だけが基準になっている訳ではなく、その子の学習上の特性や、鎌倉で言えばひだまりのような教育支援教室に通った中で、どういう学習特性を発揮しているかなど、質的な情報も踏まえて、委員会のような形で審議を行って決定しており、保育所のように、この基準が何点、この基準が何点、といった形では判断ができないと考えている。非常に難しい議論が求められると思っている。

下平委員

今後そのあたりも話し合うかと思うが、鎌倉市としてはどういったことを大事するのかをしっかりと決めたうえで始めないと、何かと後で困ることになるように思う。

長尾委員

津波対策について、屋上を使わないとのことだったと思うが、屋上は立入禁止のような状態で、もしもの時は近隣に逃げるなど、そういった流れを想定している理解でよろしいか。

学校施設課長

長尾委員の発言のとおりである。屋上はこれから仕様を詰めるが、太陽光パネルを屋根に設置しなければならない可能性がある。

岩岡教育長

由比ガ浜こどもセンターはすぐ隣であり、津波が8分で来ると言われているが、現場の適切な判断があれば、8分間の中で逃げ遅れる状況は生じないと考えており、マニュアル等を含めて対応を整備していきたいと思う。

林委員

令和7年度（2025年度）開校ということで、教員が何名で誰が行くかは分からないが、不登校特例校で

指導を行うにあたっては、今の各中学校で行われている生徒指導や教科指導では足りない部分が多くあると思うので研修が必要だと感じている。研修も不登校特例校に勤務する可能性があるから参加するのではなく、全員が受けなければいけないと思っている。今後の研修計画などについて伺いたい。

教育センター所長

教職員全体に関する研修として、来年度市の教育センター企画研修会で、不登校に関する研修を考えている。そういったところで広く周知をしていくとともに、不登校特例校に関しては、どうしても県費負担教職員の異動が4月になるので、運用をしながら研修を重ねていく形になると考えている。

岩岡教育長

まず不登校特例校の定数は、通常を考えると1学級ずつ増だと4、5人しか付かない訳で、その上にもどのような人員体制を重ねていくのかは今後の検討になるのだが、不登校特例校の職員についてはまだ答えがなく、視察した草潤中学校においても、一から作っている段階の学校であり、永久に完成はないという考え方で試行錯誤しながら運営している状況なので、ここまで研修したら不登校特例校の職員が務まるというレベルは設定するのが困難だと思っている。

したがって、熱意があり、教育相談コーディネーター等も含めて、児童指導、生徒指導の面で不登校特例校の考え方に沿った対応をしてきた方を、まずはしっかり配置して、一から立ち上げていくこと、また、それ以外の先生方にも不登校特例校で取り組んでいることや、その考え方を波及していくことが非常に重要であるため、研修という形よりは、例えば教育相談コーディネーター等の研修について、県教育相談コーディネーターの会を特例校で行ったり、各学校で介助員として関わっている方に、年に1回は特例校に来てもらったりすることで、特例校でやっている実践を各学校に持ち帰り、共有される仕組みを仕掛けていけたらよいのではないかと考えた考え方を現時点では持っているところである。

林委員

私もそう思う。どうしても人ごとになってしまうところがあると思う。たくさん教員がいる訳だから、自分には行かない、ならないといったことではなく、研修で色々な話し合いなどを通じて、想像力を持ってこういうことができるのではないかと、これはできないのではないかなど、そういった一人一人の先生が色々な選択肢を考えられる場を作り討議していくと、不登校特例校だけでなく全部の学校が変わっていくのではないかと考えているためそこに期待している。

不登校特例校ができること自体にも期待しているが、できたことによって、不登校特例校に行かなくても普通の学校でできるのではないかという思いを各先生たちには持ってもらいたいという願いがある。不登校特例校があるから、フリースペースがあるからよいのではなく、今まで築き上げて来たものの上でやりたい、やっていこうという気持ちを皆が持つと何か変わるのではないかという期待を持っている。

教育文化財部長

貴重な意見感謝する。今回の案件について特命担当を設置するが、教育委員会一丸となって取組を進めていくと報告したとおり、学校現場の先生方も単純に研修という形ではなく、何事も自分事として捉えてもらい、鎌倉の学校教育のたに尽力してもらえよう、引き続き教育委員会と学校と連携しながら

取組を進めていきたいと思っている。

岩岡教育長

特例校とは、教育課程の特例を指して特例校と言っている訳だが、例えば学校の教室に入れない子どもが相談室等からオンラインで繋がるなど、そういったことは特例ではなく通常の学校でもできることであって、特例校でやっていることは特例校でしかできないことの方が少ないと思う。

法令の規定に対して特例を使っている部分は授業時数位の部分についてであり、それ以外は学校としてどこでもできるものだと思っているので、特例校という場所が孤立した場所として位置付けられるのではなく、一つの学校としてその知見が他校にしっかりと広まっていく仕掛けを各委員とも議論しながら考えていきたい。

下平委員

教育には広く必要なことではあるが、特に特例校の先生となると、柔軟性や、包容力、自分自身の状況に対応する心のコントロールなど、そういった部分が強くないとなかなか難しい点もあるかと思う。その視点で考えて、例えば包容力がある先生が特例校に集められる形になると、特例校の方に包容力のある先生が取られてしまった感覚になる保護者が出ないとも限らないし、大人全体として包容力であるとかそういった力を身に着けていたいかないといけないのではないかと考えている。

岩岡教育長

特に最初の数年は包容力のある先生が特例校に取られてしまった感覚になるかもしれないが、そうして特例校で経験を積んだ先生が、また元の学校に戻っていき、長い目で見ると特例校の考え方を習得された先生方が市内の中学校に増えていく状況になるので、なるべく現場の学校の力を削がないように配慮しながらバランスのよい人事に努めたいと思っている。

(報告事項ウは了承された)

エ 字幕表示システムの実証実験結果について

岩岡教育長

それでは報告事項エ「字幕表示システムの実証実験結果について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

字幕表示システムの実証事件結果について報告する。議案集は7ページから8ページとなる。教育委員会11月定例会で取組予定として報告した字幕表示システムの実証実験についての結果を報告する。8ページを参照願いたい。実証実験は、令和4年(2022年)11月24日から令和4年(2022年)12月27日まで、中央図書館及び玉縄図書館の窓口の一部で実施した。今回の目的は、マスクの着用、アクリル板越しの会話により、コミュニケーションが取りづらくなっている現状、また、バリアフリー法に対応し、障害の有

無にかかわらず、利用しやすい環境づくりに役立つかを検証することであった。

実証実験は、来館者のうち、難聴者1名を含めた88名に字幕システムを設置した窓口を体験してもらった。なお、この字幕システムには翻訳字幕機能も有していたが、外国人の利用がなく、効果を確認することはできなかった。

また、字幕システムの体験にあわせてアンケートへの協力もお願いし、45名から回答があった。中ほどのグラフを参照願いたい。左側の利用者満足度だが、87%の方から「積極的に利用したい、または、機会があれば利用したい」という回答があった。また、職員の声が聞き取れなくても文字で確認できてよい、図解で見られて分かりやすい、といった好意的な意見が多数あった。

次に、図書館職員の満足度だが、実際に窓口で対応した23人のアンケートの結果では、78%が利用したいと回答し、大きな声を出さなくてもよい、聞き返されることが減り案内時間が短縮できた、利用者の理解度が高まった等の効果があげられた一方、窓口でのトラブルにつながった事例はなかったものの、字幕化する際に、同音異義語等で多少の変換ミスが発生した。

今回の試みを通して、利用者の満足度が高かったこと、そして職員にとっても時間の短縮につながるなど効果的であることが結果として得られ、貴重な実証実験ができたと考えている。今後は、企業側で更なる精度を上げつつ、よりよいシステムにつながる取組が積み重ねられていくものと確信している。図書館においては、これからも利用しやすい図書館を目指し、また図書館のバリアフリー化への取組が進められるよう、他都市の先行事例や、企業の新たなシステム開発などにも注視しながらサービスの向上等に努めていく。

(質問・意見)

特になし

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定

(令和5年(2023年)3月15日～令和5年(2023年)4月30日)

岩岡教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

(行事予定報告は了承された)

2 議案第24号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

岩岡教育長

次に日程の2、議案第24号に入る。「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案第24号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」提案理由を説明する。議案集は、12ページから15ページを参照願いたい。学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱しているが、今回、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会から、鎌倉市立小中学校の学校医等について、一身上の都合による退任及びそれに伴う後任の推薦があり、任期途中で解嘱及び委嘱を行おうとするものである。

令和5年(2023年)3月31日付けで解嘱を行おうとする学校医は腰越小学校の黒川民男氏、学校歯科医は腰越中学校の藤澤宏子氏、学校薬剤師は御成小学校の根岸大輔氏及び山崎小学校の高橋智氏である。令和5年(2023年)4月1日付けで新たに委嘱を行おうとする学校医は腰越小学校の黒川昌子氏、学校歯科医は腰越中学校の藤澤有香氏、学校薬剤師は御成小学校の高村優子氏及び山崎小学校の村山亮文氏である。なお、任期については、前任者の残任期間である令和7年(2025年)3月31日までとする。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された)

3 議案第25号 令和5年度(2023年度) 鎌倉市学校教育指導の重点について

岩岡教育長

次に日程3議案第25号に入る。「令和5年度(2023年度)学校教育指導の重点について」議案の説明を願いたい。

教育指導課長

日程の3、議案第25号「令和5年度(2023年度)学校教育指導の重点について」内容を説明する。議案

集は16ページ、あわせて別紙資料を参照願いたい。教育委員会2月定例会において、令和5年度（2023年度）学校教育指導の重点についての協議で出された意見をもとに、主に学校教育指導の重点を改めて検討し、原案からいくつか変更したので説明する。

サブテーマについて、「全ての子どもたちがワクワクしながら学べる魅力的な学校教育に向けて」とし、「魅力的な」という文言を付け足している。この部分については先日説明しているが、特に魅力的な学校作りに向けた動きを重視して取り組んでいきたいと思っている。関連事業及び研修会・研究会等の取組については、令和5年度（2023年度）予算の議会議決後に決定とする。その他の部分については前回説明したとおりである。

（質問・意見）

岩岡教育長

探究的な学びを目指すことは、学校教育の中で非常に重要なところではあるが、何か新しいことを目指している訳ではないと私は常々考えている。実は単元という言葉は学校でしか使わないものである。単元というとなにか学習の分類のイメージを持たれると思うが、元々は単元学習という概念から生まれてきた言葉で、単元学習とは何かというと、学問上の分類でなく、子どもたちの生活や社会体験上のスキル、分類に応じて学習内容のまとまりを考えて、そのまとまりごとに子どもたちが何か具体的な経験や体験を通じて物事を習得していく過程を学校教育で実現していこうといった考え方で生まれたものである。昭和24年（1949年）くらいの日本の戦後の教育のはじめに、デューイという学者の考え方から始まっており、そういった議論を経て日本の学校教育は始まっているので、学問的な内容をきちんと社会的体験などにつなげて探求していく活動は、実は本来学校教育が目指していたものである。

長い年月を経る中で、単元という言葉がなんとなく教科書の分類程度の意味しか持たなくなってしまうのであるが、やはり単元ごとにきちんと探究的な学びを入れていくことは日本の教育の本質であった訳なので、そこに立ち戻ってしっかり取り組んでいこうことであり、若い先生もベテランの先生も老若男女問わず探究的な学びに向き合える環境を作っていきたいと考えている。

（採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された）

4 議案第26号 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

岩岡教育長

次に日程4、議案第26号に入る。「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の策定委員会委員の解嘱および委嘱について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼生涯学習課長

日程4、議案第26号「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について」

提案理由を説明する。議案集の17ページから18ページを参照願いたい。説明の前に以下の訂正がある。18ページの解嘱及び委嘱名簿の備考欄であるが、第2条第2項第3号と記載するべきところを第5号と記載していたため、この場を借りて訂正とお詫びをする。

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員については、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第2条の規定により、定員10名、任期は博物館基本計画等策定委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間と定められ、学識経験を有する者等から教育委員会が委嘱している。

この度、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第2条第2項第3号に規定する社寺に関係を有する者について、新たに宗教法人鶴岡八幡宮代表役員吉田茂穂を委員委嘱し、角井司を解嘱するものである。なお、新たな委員の委嘱期間は、委嘱に係る決裁の日から委員会の所掌事項の処理が終わるまでとする。

(質問・意見)

下平委員

単純な疑問で、解嘱と委嘱の表記の仕方が変わっているのはなぜか。

教育文化財部次長兼生涯学習課長

これまで、鶴岡八幡宮に所属する個人である角井委員を、社寺に関係を有する者として委嘱をしていたが、鶴岡八幡宮から法人として委員選出をしたいとの意向があったため、鶴岡八幡宮という法人を、社寺に関係を有する者として捉えたため、このような記載になっている。

下平委員

委嘱予定者としては代表役員の名前になっているが、角井委員が参加されるということか。

教育文化財部次長兼生涯学習課長

今のところ、角井委員が鶴岡八幡宮の立場として参加する予定となっているが、人事異動等があった場合には別の方が出席者になる可能性はある。鎌倉市にふさわしい博物館構想は、継続性のある審議事項であり、なるべく同一の方に出席してもらいたいと考えているため、その点は法人に対しても希望を伝えているところである。

岩岡教育長

角井委員には、引き続き可能な限り会議には参加してもらおうが、委嘱者として、宗教法人鶴岡八幡宮に委嘱を行い、その時の状況や人事異動等の状況に応じて、参加者を柔軟に変更できる対応になるとのことであった。

(採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された)

5 協議事項 第4次鎌倉市図書館サービス計画について

岩岡教育長

それでは、日程の5、協議事項「第4次鎌倉市図書館サービス計画について」協議する。協議事項の説明を願いたい。

中央図書館長

協議事項「第4次鎌倉市図書館サービス計画について」説明する。議案集は19ページから39ページを参照願いたい。令和4年度（2022年度）で計画期間が終了する第3次鎌倉市図書館サービス計画について、令和7年度（2025年度）末までの更なる3年間を計画期間とした「第4次鎌倉市図書館サービス計画」を別添のとおりまとめたので説明する。

まず、本計画策定にあたっては、令和4年（2022年）12月開催の教育委員会定例会において、取組状況として計画の概要を中心に説明するとともに、意見公募手続きを12月下旬から1か月実施していく旨を報告した。その際、委員から意見があった、子どもの居場所としての役割やゾーニングにより様々なニーズに応えることの重要性等、計画策定後の図書館としての取組については、着実に推進していく予定である。その後、教育委員会2月定例会において意見公募手続きや庁内意見募集の実施状況について報告したところであるが、今回、市民等から寄せられた意見に対し、教育委員会としての考え方をとりまとめるとともに、市民意見の一部を計画素案に反映させ、計画案としてまとめてきた。なお、令和5年（2023年）2月20日に開催された鎌倉市議会教育福祉常任委員会に計画素案の概要及び意見公募手続きにより提出された意見総数、概要について報告を行うとともに、財源の確保の充実や今後の施設整備などについて意見があったところである。

議案集20ページを参照願いたい。市民意見公募と庁内から意見募集を行った結果になる。教育委員会2月定例会で報告したが、意見の精査を行う中で多少の件数の変更があったため、改めて報告する。市民等からは9名から56件意見あった。庁内からは、7部15課から126件の意見提出があった。内訳については資料のとおりとなっている。21ページから33ページは市民の意見を取りまとめたもので、34ページからの資料は庁内の意見を取りまとめた一覧表となる。意見の項目、内容、そして意見に対する市の考え方及び教育委員会の回答を示している。いただいた意見のうち、説明がわかりにくいなどの修正、追記等すべき意見については「ご指摘を踏まえ記載を修正した」とし、本文の修正を行った。また、誤字等の指摘についても修正を行ったところである。なお、計画に賛同するとの意見や今後の図書館整備に係るような意見等については、計画への反映は行わず、「ご意見として承った」と記載するよう整理した。

次に、別添資料第4次鎌倉市図書館サービス計画案を参照願いたい。市民意見や庁内意見を受け修正等を行った箇所については、網掛けで表示をしている。なお、多くが文言等の修正となるので、本日は、計画へ反映させた変更部分を中心に計画の概要を説明する。

9ページを参照願いたい。現状と課題（3）だが、資料購入費の課題への意見があったので、新たな財源確保の必要性などの追記を行っている。

続いて13ページ、「目標1 利用者にとって魅力ある図書館」、「目標2 現状と課題」だが、具体的な記載をとの意見があったため、2行目の「アンケート結果から、資料の種類と量は満足度が低く」を追記するとともに、3～4行目の利用者ニーズを把握し、資料の充実に努める必要性を現状として追記した。

続いて19ページ、「5-2財源確保に向けて」についての項目だが、資料購入費の予算、財源の確保について表現の修正などを行った。なお、分かりにくいとの指摘があった用語についても、用語解説での追記をした。以上が計画素案の説明となる。

第4次鎌倉市図書館サービス計画案について、教育委員らの意見と、庁内からの最終的な意見聴取等も必要に応じて計画に反映させ確定していきたいと考えているため、意見があれば3月22日までにいただきたい。その後は、案を確定し、年度内に教育長決裁を経て確定したいと考えている。最後に、計画にも記載しているが、本計画策定後は、計画実行のための体制に沿って進行管理を行いながら取組を推進していく。

(質問・意見)

特になし

(協議事項「第4次鎌倉市図書館サービス計画について」は同意された)

6 協議事項 第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画について

岩岡教育長

次に日程6 協議事項「第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画について」協議する。協議事項の説明を願いたい。

中央図書館長

協議事項「第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画について」、議案集40ページから53ページを参照願いたい。本計画についても、先ほどの図書館サービス計画と同様に令和4年度(2022年度)で計画期間が終了する第3次鎌倉市子ども読書活動推進計画について、令和7年度(2025年度)までのさらなる3年間を計画期間とした「第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画」を別添のとおり取りまとめたので説明する。

まず本計画の策定にあたっては、令和4年(2022年)に開催した教育委員会12月定例会において、取組状況として計画の概要を中心に説明するとともに、意見公募手続きを12月下旬から1か月間実施していく旨を報告した。その際、委員から寄せられた学校との連携の充実、子どもたちに読書の楽しさを伝えることの重要性、ブックスタートやおはなし会の大切さなど、計画策定後の図書館としての取組に関わる意見については取り組んでいきたいと考えている。

その後、教育委員会2月定例会において、意見公募手続きや庁内意見等の実施状況について報告をしたところであるが、今回市民等から寄せられた意見に対し、教育委員会としての考え方を取りまとめるとともに、一部については、計画素案に反映させ、計画案として取りまとめた。なお、令和5年(2023年)2月20日に開催された鎌倉市議会教育福祉常任委員会に計画素案の概要及び意見公募手続きにより提出された意見総数、概要について報告を行うとともに、委員から子どもたちのニーズの把握について、図書館と学校の連携の必要性などの意見があったところである。

議案集41ページを参照願いたい。市民意見公募と庁内から意見募集を行った結果である。教育委員会2

月定例会でも報告したが、意見の精査を行う中で多少の件数の変更があったので改めて報告する。市民等からは12名から36件の意見があった。庁内からは、6部12課から88件の意見提出があった。内訳については資料のとおりとなっている。議案集42ページからの資料は市民からの意見を、48ページからの資料は庁内からの意見をとりまとめた一覧表となる。意見の項目、内容、そして意見に対する市の考え方及び教育委員会の回答を示している。いただいた意見のうち、説明がわかりにくいなどの修正、追記等をするべき意見についてはご指摘を踏まえ記載を修正したとし、本文の修正を行った。また、誤字等の指摘についても修正を行ったところである。なお、計画に賛同するとの意見や計画に位置付けられている施策や事業に係るような意見等については、計画への反映は行わず、ご意見として承ったと記載するよう整理した。

次に別添の第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画案を参照願いたい。市民意見や庁内意見を受け、修正等を行った箇所については、網掛けで表示をしている。なお、多くが文言等の修正となるので、本日はあらためて計画へ反映させた変更部分を中心に計画の概要を説明する。

1ページを参照願いたい。施策の体系図において、サービス計画と違った体系図となっており分かりづらいたの指摘等があったため、サービス計画と同様の体系図とした。

続いて2ページ、今年度から民法の改正により成年年齢が18歳となったが、引き続き国や県の計画が概ね18歳としていることから、計画の対象に18歳も含める旨を注記した。また、子どもの生誕前の時期のお母さんの語りかけなども重要であるとの意見があり、図書館としてもこれまでに妊婦向けのおはなし会を開催してきた実績もあるため、改めて(1)計画の対象および(2)年代に合わせた取組に胎児期を追加し、「お母さんが声を出す語りかけが大切であると言われており」という記載を加筆した。

続いて3ページ、計画の進行管理について意見を受け、「5 推進のための体制」の中で進行管理について記載を追記した。

続いて10ページ、(4)学校図書館の利用の促進の①の表題を「学校図書館の蔵書をデータ化」としていた表現が、蔵書自体の電子書籍化なのか、蔵書リストをデータ化したのかわかりにくいとの指摘を受け、学校図書館システムの導入による蔵書リストのデータ化や貸出返却等の管理運営ができるようになったことが分かるように修正を行った。

続いて13ページ、電子機器とそれに伴う情報リテラシーに関する表現も分かりにくいとの指摘があり、文章整理と図書館内でのWi-Fi設備も視野に入れ、「インターネットを活用した環境を整えていくことも検討していく必要があると考えている。」と修正を行った。

続いて16ページ、(3)ヤングアダルト世代の読書率の低下については、データが小中学生のみであり、他の世代についても掲載すべきとの意見があったため、データとして掲載できる全国における高校生の調査結果を追加した。なお、18歳の大学生という条件での調査やデータは確認できなかったため、根拠として示せるものを追記した。

続いて21ページ、新たに整備する図書館の空間づくりゾーニングについて、文章が分かりにくいとの意見があり、特に「静かに利用したい人と、コミュニケーションをとりながら利用したい人にもこたえられる空間デザイン」と具体的な考え方を表す表現に修正した。

続いて25ページ、学校図書館で把握する子どもたちのニーズの共有について意見があり、学校と図書館が情報交換を積極的に行うことについて追記した。

31ページ以降は資料編として、用語解説、法令等、第3次計画の取組事業一覧を記載した。用語解説

でその用語が出てきたページを記載したほか、36ページの法令等の引用元の修正を行った。以上が計画素案の説明となる。

第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画案についても、先ほどの図書館サービス計画と同様に、意見があれば3月22日までにいただきたい。その後は所要の手続きを経て年度内に策定し、令和5年度（2023年度）から計画の実施を行っていく。

（質問・意見）

特になし

（協議事項「第4次鎌倉市図書館サービス計画について」は同意された）

岩岡教育長

それでは日程の1課長等報告ア「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員の退席をお願いする。

非公開

1 報告事項

(3) 課長等報告

ア 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月定例会を閉会する。